

自動車駐車場契約書(一般用)

平成 年 月 日

貸し主 神戸市中央区二宮町3-11-10
サンコー土地建物株式会社
代表取締役 河野誠一 印

借り主 住所
氏名 印
電話

物件の表示

駐車場番号 NO.

使用開始日 平成 年 月 日

- 1 駐車場月額使用料金 円(税別)
支払い時期 当月分を前月末日までに支払う
- 2 借り主は本契約締結と同時に、貸主に礼金を 円支払う。
また、敷金として金 円を預託し、解約時、当敷金全額を1カ月後に貸主は借り主に対して返金する。
- 3 本契約の契約期間は上記使用開始日より2年間の期間とする。
ただし貸し主、借り主双方において、異議がなければ本契約は同一条件で自動更新されるものとする。
- 4 貸し主は借り主の自動車につき、駐車中の盗難・損傷・滅失等いかなる事故が発生しても貸し主はその責を負わない。
- 5 借り主の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路に他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、借り主の使用が妨げられた場合においても、貸し主は何等補償損害賠償等の義務を負担しない。
- 6 駐車場の解約は1ヶ月前に貸し主に申し出ること。
即解約したい場合は、1ヶ月分の駐車場代を支払わねばならない。
また、解約月の日数が1カ月に満たないときは、上記駐車場代の日割り計算を行う。
- 7 貸し主は契約期間中であっても借り主の駐車位置を変更することができる。
- 8 借り主は車の買い替え等で車の車種が変更になる場合は、貸し主に事前に許可を得ねばならない。
- 9 下記表示以外の車を駐車させた場合は当契約は解除される。
- 10 貸し主の都合により借り主との契約を解除する場合は、貸し主は借り主に2カ月前に申し出て契約を解除することができる。その場合借り主は貸し主に対して損害賠償の要求をしない。
- 11 リモコンゲートのある駐車場のリモコンを紛失した場合は1万円のリモコン代がかかる。
- 12 車庫証明料は賃料の1ヶ月分(税別)とする。

借り主は上記のことに合意した。

(特約事項)

- 1 機械式駐車場の下段パレットに乙が駐車している車両は、大雨警報が発令された場合、もしくはその他の事由で冠水のおそれがある場合は、車両冠水を避けるため自主的に避難すること。また避難し遅れて車両が冠水となった場合においても甲は責任をとらない。
- 2 貸し主以外の原因による機械式駐車場の故障及び破損(天災地変を含む)によって、駐車場が使用不可能になった場合は、貸し主はその責任をとらない。

- 3 上記以外の原因で機械式駐車場装置そのもの原因による故障の場合は、貸し主は速やかに機械式駐車場装置を修理する義務を負い、左記以上の責任を負わない。
- 4 駐車場装置を借り主の運転ミス等及びその他の事由により破損した場合は、借り主は貸し主に対して賠償義務を負う。よって借り主は必ず自動車保険の対物賠償に加入することを義務とする。
- 5 駐車場の出入り口に他の車両がブロックして乙が出入庫できない場合は、借り主はクラクションをならして、各自自分で妨害車を除去すること。貸し主はこれに対して妨害車の除去に協力しない。
- 6 駐車場駐車可能サイズ以外の車両を駐車した場合の事故及び機械に対する故障における修理はそして賠償はすべて借り主の負担とする。

駐車すべき車の表示

車の車種

車の番号

添付書類

ここに車検証と運転免許証のコピーを貼り付けてください。

支払い方法 甲の指定する銀行口座へ振り込む
四国銀行 神戸支店 普通口座 0231013
名義 サンコー土地建物株
(振り込み手数料は必ず賃借人払いでお願いします。)